

大 個 審 第 2 7 号  
( 答 申 第 2 6 6 号 )  
平成 2 6 年 1 2 月 1 8 日

大 阪 府 知 事      様

大 阪 府 個 人 情 報 保 護 審 議 会  
会 長 角 松 生 史

個 人 情 報 の 取 扱 い に 関 す る 意 見 に つ い て ( 答 申 )

平成 2 6 年 1 2 月 1 7 日 付 け 公 第 1 8 5 8 号 で 諮 問 の あ り ま し た 「 汎 用 電 子 申 請 シ ス テ ム の 一 時 保 存 機 能 の 追 加 」 に 係 る 大 阪 府 個 人 情 報 保 護 条 例 第 8 条 第 3 項 に 規 定 す る 通 信 回 線 に よ り 結 合 さ れ た 電 子 計 算 機 を 用 い た 個 人 情 報 の 実 施 機 関 以 外 へ の 提 供 禁 止 に 対 す る 例 外 事 項 に つ い て は 、 審 議 の 結 果 、 平 成 1 7 年 5 月 1 0 日 付 け 答 申 第 7 7 号 を 遵 守 の 上 、 下 記 事 項 に 留 意 し て 、 個 人 情 報 の 保 護 に 万 全 の 措 置 を 講 じ る こ と を 前 提 に 、 諮 問 の 内 容 を 適 当 な も の と 認 め ま し た の で 、 答 申 し ます。

記

- 1 本システムの一時的保存機能を追加するに当たっては、利用者の本人認証を厳格に行うとともに、利用者に対し、利用者のID、パスワード以外に一時的保存番号を付与し、利用者のみが一時的保存された内容について、呼び出し、追加及び修正できることとする。
- 2 本システムに利用者が一時的保存する内容については、オンラインにより収集・提供がなされることについて本人の同意を得ること。
- 3 本システムに一時的保存した内容については、職員がアクセスできないこととする。
- 4 本システムに一時的保存機能を追加するに当たっては、個人情報が漏えいすることのないよう、システムのセキュリティの確保等に努めること。
- 5 本システムに一時的保存した内容については、利用者の意思により任意に削除できること及び、府への申請が完了したときや一定期間を経過したときに自動的に削除されるようにすること。